

2015年(平成27年)8月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

廃棄物等収集業務に係る個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2015年7月31日付けで諮問(第758号)された廃棄物等収集業務に係る個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性については「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由, 目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市における廃棄物対策は、廃棄物の発生抑制、分別資源化、総量の減量化を図り、資源循環型の社会形成に向けて、平成19年度からは、ごみの戸別収集化、指定袋によるごみ処理の有料化の導入を図るなど、着実に前進を重ねてきた。その反面、ごみの「分け方・出し方」が複雑になり、また、製品の複合形成物化が進むなど、市民にとって適正な排出が難しくなっている。

廃棄物等の収集は市民生活に密着しており、収集業務には1日43台の収集車が日々稼働している。

ごみ収集作業にあたり、安全運転に努めているところであるが、その一方で、走行中の交通事故は毎年15件前後発生している。(平成25年度16件、平成26年度11件)

現在、交通事故が発生した場合、運転員及び作業員による負傷者の救護及び危険防止措置、警察・消防への通報と事務所への連絡及び状況説明・記録・事故報告書の作成を行い、管理職による事故後の運転員及び作業員への教育指導や事故要因分析を実施している。

併せて契約保険会社への報告により示談交渉を依頼している。

過失割合については凡例を基準にほぼ確定しているが、双方の意見の相違などで折り合わないケースが有り、事故状況の確認や原因を分析するための情報が不十分な状況にある。

ごみ収集車へのドライブレコーダーを設置することにより事故や事故に結びつく事例の状況確認・原因究明をし、事故防止対策や交通安全教育へ活用する。警察等への録画映像を提供することにより事故状況の情報提供やその他、犯罪等への捜査協力が考えられる。

ドライブレコーダーは車両前面ガラスにカメラ内蔵の本体を貼付し、メモリーSDカード(8G)にて記録される。市ごみ収集車43台・その他16台(地域担当7台・不法投棄担当4台・狹隘ふれあい担当5台)に搭載しており、メモリーカードには常時約60分の映像が記録されるとともに、事故発生時等の衝撃時には別途記録され、それぞれ自動で上書き更新されていく。

記録内容は 撮影日時 画像(車両前方横約100度・縦約80度の範囲) 車速。搭載車両の前面には「ドライブレコーダー搭載車」と目立つ様に表示し、市民の方が安易に認識出来る。

データの運用については、交通事故時の原因究明や補償交渉をする際、また再発防止のための対策に活用する。犯罪等の捜査協力依頼による刑事訴訟法等に基づく捜査関係機関からの照会に対して提供する場合に限る。その場合、閲覧理由・日時・閲覧者名称・データ内容を記載した管理表を作成・保存する。市職員の収集区域は、別紙のとおりで収集作業は、戸別収集であり、1軒毎の収集方法を実施する上で、交通事故の発生や犯罪・不審者等を発見するケースがある。

特に交通事故については、事故の発生状況を警察から画像の照会が求められるケースが多いため、ドライブレコーダーを各収集車両に設

置し、撮影されて記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるもの（以下「画像」という。）は、個人情報であるが、あらかじめ本人の同意を得て収集するものでないため、本人以外のものからの収集となる。また、その画像はハードディスクに保存するため、コンピュータを使用して行われる情報の蓄積となる。このことから、藤沢市個人情報の保護に関する条例第10条の収集の制限及び第18条のコンピュータ処理の制限に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。なお、この画像で不法投棄の事実が確認できた場合に当該画像を目的外提供することとなるため同条例第12条により、藤沢市個人情報保護制度運営審議会へ諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

ドライブレコーダーの画像データの収集の目的は、交通事故の記録や犯罪の証拠として行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

ドライブレコーダーの画像データ

(3) 個人情報を本人以外のものから収集ことに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、画像データであり、収集車両が撮影する場所（収集対象地域）への立ち入りは、不特定の対象者であり、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは不可能であるため、個人情報を本人以外のものから収集ことに伴う本人通知を省略したい。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

画像の保存については、従来の電磁的媒体はビデオテープであったが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用すると、消耗度が高く、画像の劣化等長期的な使用は困難となっている。一方記録媒体による画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なこと、リアルタイムで即対応が可能なこと及び機器自体の値段も安価なことから、コンピュータ処理による方式を選択したものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

ドライブレコーダーの画像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器である記録媒体は、収集車両運行中に、常時60分以上は自動的に消去され、ドライブレコーダー管理責任者又は管理責任者の許可を得た者以外には利用ができないよ

う利用者を制限する。また、画像については、即日削除します。日常的な管理としては、藤沢市個人情報の保護に関する条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと及び「藤沢市ドライブレコーダー運用基準」を定め、管理を行う。

なお、設置機種は、画像の編集・加工を行うソフトは搭載されていない。画像の保存期間については原則として60分毎に、順次上書きされる。

(5) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 個人情報を目的外に提供する必要性

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく画像データの提供依頼は、正当な請求権を有した司法警察員職員等によって行われるものであり、公共の福祉と法の維持のため当該照会の正当性及び公益性が認められ、交通事故の公平性の判断につながるものである。

また、当該事件の解決には提供依頼に対する早急な対応を必要とすること、目的外提供を受けようとするものにとって当該提供を受ける方法以外に情報を入手する手段がないとドライブレコーダー管理責任者が判断した場合に限って、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続きを経なくても目的外提供できるという包括的な取り扱いをする必要性があると判断したものである。なお、証拠物件として司法警察へ提供した画像については6ヶ月保存することとする。画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しない。

イ 目的外の提供先

司法警察職員としての職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

ドライブレコーダーの画像データ（必要最低限の時間に限る。）

(6) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報は、画像であるが、ドライブレコーダーの撮影区域には不特定多数の者が立ち入り、当該画像データでは個人を特定することは困難であることから通知の送付先が特定できないため、本件に係わる本人通知を省略したい。ただし、ドライブレコーダー搭載車両の前面には「ドライブレコーダー搭載車」と目立つ様に表示し、市民が安易に認識出来る。

(7) 実施時期（予定年月日）

2015年（平成27年）8月13日

(8) 提出書類

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 藤沢市ドライブレコーダー運用基準

ウ ドライブレコーダーによる映像について、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取り扱いに関するガイドライン

エ 記録媒体使用機種

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、ドライブレコーダーの画像データの収集の目的は、交通事故の記録や犯罪の証拠として行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であるとしている。

以上のことから判断すると、環境事業センター収集車両及び業務車両(以下「収集車両等」という。)が関与した交通事故の記録に限り、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

ただし、個人情報を本人以外のものから収集する目的について、収集車両等が関与した交通事故の記録のみに限定することを条件とする。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく画像データの提供依頼は、正当な請求権を有した司法警察員職員等によって行われるものであり、公共の福祉と法の維持のため当該照会の正当性及び公益性が認められる場合には、交通事故の公平性の判断につながるものである。また、当該事件の解決には提供依頼に対する早急な対応を必要とすること、目的外提供を受けようとするものにとって当該提供を受ける方法以外に情報を入手する手段がないとドライブレコーダー管理責任者が判断した場合に限って、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続きを経なくても目的外提供できるという包括的な取り扱いをする必要性があるとしている。

また、証拠物件として司法警察へ提供した画像については6ヶ月保存することとし、画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しない、とのことである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

ただし、個人情報を目的外に提供する趣旨について、収集車両等が関与した交通事故発生時における事故状況の確認及び原因究明に限定した上で、目的外提供に関するガイドライン及びドライブレコーダー運用基準を整理することを条件とする。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、画像データであり、収集車両が撮影する場所(収集対象地域)への立ち入りは、不特定の対象者であり、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは不可能である、としている。

また、目的外に提供する個人情報は、画像であるが、ドライブレコ

ーダーの撮影区域には不特定多数の者が立ち入り，当該画像データでは個人を特定することは困難であることから通知の送付先が特定できない。ただし，ドライブレコーダー搭載車両の前面には「ドライブレコーダー搭載車」と目立つ様に表示し，市民が安易に認識出来る，とのことである。

以上のことから判断すると，個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，画像の保存については，従来の電磁的媒体はビデオテープであったが，ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用すると，消耗度が高く，画像の劣化等長期的な使用は困難となっている。一方記録媒体による画像の保存は，その蓄積容量もビデオテープに比べ多く，長期的な使用においても画像が劣化せず，必要な部分の画像の取り出しも容易なこと，リアルタイムで即対応が可能なこと及び機器自体の値段も安価なことから，コンピュータ処理による方式を選択したものと，している。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では，安全対策として，次のような措置を講じるとしている。

録画機器である記録媒体は，収集車両運行中に，常時60分以上は自動的に消去され，ドライブレコーダー管理責任者又は管理責任者の許可を得た者以外には利用ができないよう利用者を制限する。

また，画像については，即日削除する。日常的な管理としては，藤沢市個人情報の保護に関する条例の定めるところに従い，適正に取り扱うこと及び「藤沢市ドライブレコーダー運用基準」を定め，管理を行う。

なお，設置機種は，画像の編集・加工を行うソフトは搭載されていない。画像の保存期間については原則として60分毎に，順次上書きされる。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

ただし，録画機器による画像の保存期間について，個人情報保護の観点から，必要最小限の時間に改めるとともに，ドライブレコーダー盗難防止のための十分な管理及び対策を講じるよう，ドライブレコーダー運用基準に明記することを条件とする。